

令和2年度 指定管理者 監査の実施計画

令和2年8月25日決定

地方自治法第199条第7項の規定により、令和2年度の監査計画に基づく指定管理者監査を次のとおり実施する。

1 監査の基本方針

令和元年度における公の施設の管理に係る事務が指定管理者制度を導入した目的に沿い、適正かつ効率的に執行されているかについて監査する。

2 監査の対象

公の施設	指定管理者	所管部課
東久留米市立生涯学習センター	JN共同事業体	教育部 生涯学習課
東久留米市スポーツセンター	共同事業体 東京ドームグループ	

3 監査の実施期間

令和2年8月25日から令和2年11月20日まで

4 本監査の実施日

令和2年11月5日（木）

5 監査報告書の提出

令和2年11月25日（水）

6 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象に示した公の施設の指定管理者及び当該施設を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施する。

7 監査の着眼点

(1) 所管部課関係

- ① 指定管理者を導入した目的、趣旨はいかされているか。
- ② 指定管理者の指定は適正・公平に行われているか。
- ③ 協定書の締結は適正に行われているか。
- ④ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
- ⑤ 指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか。
その承認手続きは適正に行われているか。
- ⑥ 業務履行確認は事業報告書により適切に行われているか。

(2) 指定管理者関係

- ① 事業の執行は協定書及び仕様書のとおり実施されているか。
- ② 会計処理は適正に行われているか。
- ③ 出納関係帳簿の整備、記帳は適正に行われているか。
- ④ 収納事務は適正に行われているか。
- ⑤ 利用料金の設定等は適正に行われているか。
- ⑥ 施設の利用促進のための努力はなされているか。
- ⑦ 施設の管理運営は適切に行われているか。